

「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関するコメント

平成 19 年 5 月 7 日
あずさ監査法人
信託会計処理検討会

平成 19 年 3 月 29 日付で公表されました、「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤昇、轡田留美子、小倉加奈子、九鬼聡、前田啓、藤本さおり、倉田知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部 (Tel: 03-3266-7503) 斎藤昇又は、轡田留美子までお願いします。

1. 金銭信託を介して子会社株式等を取得する場合の取扱いについて(Q1)

委託者兼当初受益者が単数の場合の金銭信託については、信託自身及び信託を介して投資する有価証券の連結範囲に関する考え方が示されていない。

金銭信託を介して議決権の過半数を超える有価証券に投資するようなケースも考えられることから、そのような場合の連結範囲の考え方についても加筆してはどうか。

2. 連結範囲からの除外理由について(Q2 注6)

委託者兼当初受益者が複数の金銭信託における、連結範囲の考え方について、受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合には、注6で「運用を目的とする保有であり、財務上又は営業上若しくは事業上の観点からみて、その意思決定機関を支配しないことが明らかであると認められる」と明示しているが、当該表現の場合「運用目的=連結対象外」の事例とされるように思われる。

「金銭の運用を目的とする保有であり、その成果が財務諸表に反映されているため」等、実質的に連結する意義に乏しいという事実を提示する表現にしてはどうか。

3. 金銭の信託における連結範囲の考え方(Q2)

Q2-A3(1)において、受益者が複数である金銭の信託における、子会社・関連会社の範囲に関する考え方が記載されているが、基本的に有価証券投資を前提とした考え方が示されているように思われる。

しかし、当該ケースだけでなく、金銭信託自体が資金調達を行い、事業資産に投資して運用するケース等も考えられるのではないかと。このようなケースがあった場合の連結範囲の考え方についても追加記載してはどうか。

4．連結範囲の考え方に関する他のスキームとの整合性について（Q2）

Q2-A3（1）において、すべての受益者の一致により意思決定が行われる信託の取り扱いが記載されているが、当該状況は、匿名組合において、匿名組合契約の変更については、他の匿名組合員の同意を必要とするケースと同様とも思われる。

ここで、匿名組合の場合は実務対応報告20号注5において、「営業者が匿名組合員の緊密者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合」に連結子会社として取り扱われるが、信託の場合はこのような記載が無く、整合性が取れていないように思われる。

信託の場合も同様に考えると、特定の受益権者が過半数の出資（または投資）をおこなっており、極少数の受益権のみを他人が保有している場合等は、少数受益権者が当該過半数の出資（または投資）を行っている特定受益権者の緊密者と認められる場合も考えられると思われる。このため、このような場合における連結範囲判定の考え方についても加筆してはどうか。

5．金外信託の優先受益権保有者における、子会社・関連会社範囲の考え方（Q3）

Q3-A3（2）また書きでは、「金外信託の受益者が優先受益権のみの保有者である場合には、通常信託に対する債権者と同様であると考えられる」とあるが、これは配当に関する取り決めが固定である等「債権者と同様である場合」にのみ成立するものと思われる。

配当条件が信託の収益獲得状況に応じて連動する等、余剰収益が優先受益権者に配当される契約条件となっている場合などは、匿名組合契約における、匿名組合員と営業者の関係に近いものようにも思われる。

このように、配当条件等により「債権者と同様でない場合」の取扱いについても、加筆説明してはどうか。

6．委託者兼当初受益者が単数の場合の金外信託の表示（Q3）

Q3では、委託者兼当初受益者が単数の場合の金外信託の表示について、「直接保有する場合と同様の会計処理を行う」として、「信託設定時に、委託者兼当初受益者は、特段の会計処理を要しない。」とある。

これに対し、現行実務においては、日本公認会計士協会審理No.6「土地の信託に係る監査上の留意点について」に従い、「投資その他の資産」で「信託土地」等の勘定処理している事例もあると思われる。

今回の実務対応報告の公表により、当該処理の相違については、何らかの調整が行われるのか。

7．自己信託「1．信託設定時の会計処理」における「例えば」の意味（Q7）

「例えば、」という表現が使用されているが、限定的な例示列举を前提としているのか、類似の会計事象の全てを対象にしているのか、「例えば」のニュアンスを加筆してはどうか。なお、限定列举か否かは、基準等を読む上で実務上重要な点と考えられる。

8．自己信託「1．信託設定時の会計処理」売却を考慮した検討の例示について（Q7）

自己信託については、信託設定後に売却することになると考えられるとした上で、売却を考慮した会計処理の例示を行っている。

ただ、実際の例示を読むと例示の処理について「行うかどうかを検討する必要がある。」という表現に留まり、必須の処理とはなっていないと思われる。

しかし、本実務対応報告で例示されている事項（満期保有目的の債券に関する保有目的区分の変更と、固定資産の減損時のグルーピング単位の見直し）は、それぞれ売却が前提の場合、必須の項目と思われ、実務上誤解を与えないように、婉曲な表現はさけて、実行可能性を高めてはどうか。

9．自己信託「2．売却時及び期末時の会計処理」で「注記」を求める意図（Q7）

Q7 - A2において、「自己信託の信託財産」についてのみ、追加情報の開示が求められており、それ以外の信託財産については、このような開示が求められていない。また、そもそも「自己信託の信託財産」について、追加開示を求める意図も読み取りづらいものとなっている。

実務の混乱を避けるためにも、自己信託にについて、当該開示を求める趣旨を追加解説してはどうか。

10．開示例に関して

開示例文中、「当社は特別目的会社の議決権のある株式等を原則として有しておらず、（中略）役員や従業員の派遣もありません。」とあるが、この例示の場合は、そもそも子会社には該当しないように思われる。

企業会計基準適用指針15号の開示例と同様に、緊密なる者の存在を前提条件に追加することにより、子会社への要件充足を示してはどうか。

以 上

「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関するコメント

<誤植等>

1. Q5 Aの3行目

「負債の引受け」 「債務の引受け」

2. Q7 A1の6行目

「売却を考慮した」 「売却を前提とした」

(こちらは、表現の提案です。)

以上